

# 平成 22 年度財団法人横浜市総合保健医療財団事業計画

## 財団運営

### 1 これまでの取組

当財団は、急速な高齢化に伴い増加しつつある要介護高齢者や、精神障害者等の要援護者が、住み慣れた地域社会で安心して家庭生活を送るために、保健・医療・福祉という枠組みにとらわれない新しい取組を通して、ニーズに即応した、柔軟、かつ、きめの細かいサービスを提供することを趣意として、横浜市総合保健医療センターの建設にあわせ平成 4 年に設立されました。

この先進的な目的実現のため、財団は行政との連携はもとより、保健・医療・福祉関係者、関係機関、関係団体等、地域社会の人的、社会的資源の結集を図りつつ一丸となって取り組んでまいりました。

### 2 介護保険制度等の創設及び精神障害者退院促進と社会的意識の変化

要介護高齢者に対する当財団のこうした取組が全国に波及するとともに、平成 12 年の介護保険制度の導入に伴う、福祉サービスにおける「措置」から「契約」への流れとあいまって、利用者の利便は著しく向上いたしました。

また、当センターの先進的機能である精神障害者の社会的入院の解消についても、国や自治体が重要な課題として認識することとなりました。こうした流れの中で、「痴呆」が「認知症」に、「精神分裂症」が「統合失調症」となったことに象徴されるように、社会的意識も、これらの疾病は「誰もがかかりうる疾病の一つ」として受け止める方向に変化しつつあります。また、診断や治療面においても著しい進歩が見られます。

### 3 財団の役割と新たな市民ニーズへの対応

身体・知的・精神障害者に対する福祉サービスを一元的に提供する障害者自立支援法の施行や、要介護高齢者サービス施設（特養・老健）等の社会的基盤が整いつつあるなかで、財団の設立趣旨をより実現しやすい状況になっています。

こうしたなかで、社会的資源をより効果的に活用するための支援、長期入院を余儀なくされている精神障害者の退院促進、認知症の早期診断による早期対応、医療制度改革への対応等、新たな市民ニーズへの取組とサービスの質の向上が求められています。

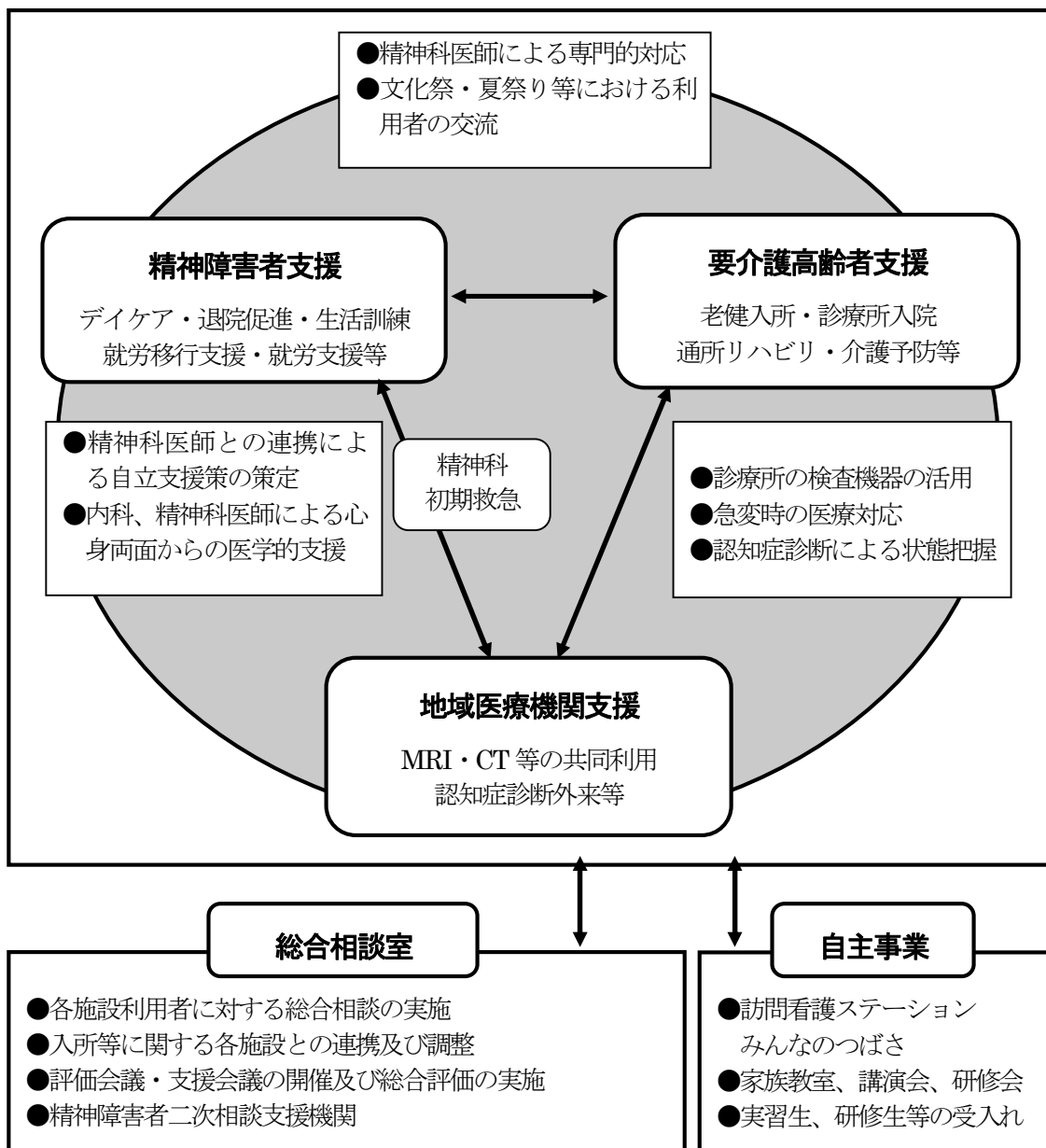
平成 22 年度は、精神障害者の生活訓練事業を自立支援法に基づく自立訓練（生活訓練）事業に移行するほか、引き続き社会意識の変化や新たな市民ニーズ等を踏まえ、財団の基本理念に則り、総合保健医療センター及び精神障害者生活支援センターの管理運営に努めてまいります。

また、横浜市とは、各施設の指定管理者として「指定管理協定」を、さらに、外郭団体として「特定協約」を締結していますが、これら協定による事業水準、計画数値等についても着実に達成して、経営の安定化とサービスの質の向上に努めてまいります。

## 横浜市総合保健医療センター管理運営事業

横浜市総合保健医療センターは、保健・医療・福祉の専門機関や関係団体と地域の皆様が有機的に連携し、在宅で援護を必要とする方々に対して、総合的、一体的なサービスを提供する「地域ケアシステム」を専門的・総合的に支援する目的で開設されました。

当センターは、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つの事業・施設から構成されますが、これらは各々独立したものではなく、それぞれの機能を発揮するために相互に連携・協働し、一体となって在宅支援を行います。総合相談や自主事業も3つの事業を直接、間接に支持するものです。また、家族教室や講演会などを通じ、疾病に対する正しい理解やその予防方法等の啓発にも努めてまいります。



## 1 精神障害者支援事業

長い間、精神障害者は社会の偏見や誤解のなかにあり、生活や就労などの困難を抱えてきました。また、条件が整えば退院が可能であるにもかかわらず、いまだに、多くの方が精神科病院等において長期の社会的入院を余儀なくされています。こうした状況を看過することは、人権上からも重要な問題であるとの認識のもと、当センターでは、「地域のなかで、自分の生活のスタイルを自分で決めていける暮らしができる。」ことを基本として、精神障害者支援事業に取り組んでまいりました。

センターの施設機能は、開設当初においては、社会復帰施設の絶対的不足等に対応する先進的なものでしたが、その後の精神保健福祉施策の進展を踏まえ、開設時の機能をより充実するとともに、時代に即した「より高度」「より先駆的」「より公共的」な事業へと改善が求められています。

横浜市は「障害者プラン」において、本市における精神保健福祉の課題を示しており、センターの指定管理選定の際に、当財団はこの課題への取組を事業計画に盛り込んでおります。

平成22年度も、課題を踏まえた事業の充実に努めるとともに、生活訓練施設が指定自立訓練（生活訓練）事業所へ移行するなど、「障害者自立支援法」への対応も着実に進んでまいります。

(参考) 横浜市「障害者プラン」における精神保健福祉の課題

- 精神障害への社会的理解が進まない→偏見・誤解の存在・生活のしづらさ
- 社会的入院が市内に920人→生活の場の確保・人権の問題
- 困難な就労→就労訓練・企業の理解
- 対象領域の拡大→人格障害、思春期など新しい課題や医療観察法対応
- 救急医療体制の充実→初期及び二次救急の確保

### (1) 精神科デイケア（定員40人）

精神障害を抱える人が、社会復帰や生活の安定といった個別の目標や希望に近づけるように、グループ活動と個別面接を通じて、リハビリテーションを行っています。

利用されている方が抱える疾患が、統合失調症のみならず、気分障害や不安障害など、様々な精神疾患に拡大していることから、プログラムを疾患別にて実施するなどして、より効果的な働きかけになるよう工夫しています。併せて、個別面接を定期的に実施し、リハビリテーションが効果的に進められるような体制を採っています。

具体的には、統合失調症の方に対するプログラム、気分障害や不安障害などの方に対するプログラム、気分障害を抱える休職者に対する「復職サポートプログラム」の3つに分けて実施し、プログラム内容も、治療効果が高いとされるSST（対人関係の技能の獲得）、心理教育（病気の知識と工夫の仕方）などを積極的に実施し、通所される方の目標に向けた支援を行っています。

さらに、積極的な家族支援を継続して実施しています。通所される方のご家族に対しては、「家族プログラム」を毎月1回実施し、また、市民で統合失調症の方の御家族に対しては、「家族SSTセミナー」を年2クール実施しています。

こうした取組により、社会的な要請に応じ、かつ「より高度」「より先駆的」「より公共的」な事業を展開するデイケアとして運営されています。

平成22年度は、これらの取組をさらに充実させ、質の高いリハビリテーションを展開してまいります。

#### ア 統合失調症以外の精神疾患、精神障害を抱える利用者に対する、効果的なリハビリテーションプログラムの提供

新規通所者及び見学希望者の中で、うつ病や躁うつ病、不安障害、身体表現性障害等の疾患や障害を抱える人の割合が大きくなってきています。そこで、これまでのリハビリテーションプロ

グラムに加えて、対象疾患や対象の障害に向けた新たなプログラムを検討し、効果的なリハビリテーションを実施できるように進めてまいります。

#### イ 統合失調症を抱える利用者に対するリハビリテーションプログラムのさらなる充実

在籍者数の8割以上が、20～30歳代の利用者であり、通所目標も積極的な社会復帰（就職、就学、復職、復学など）を掲げる人が非常に多くなっています。そこで、積極的に心理社会的治療を実践してまいります。具体的には、SST、心理教育の内容を拡充してまいります。

30歳代以降の利用者については、食生活を中心とする健康管理の向上についての取組も不可欠となります。そこで、認知行動療法を援用した「健康管理プログラム」を実践いたします。

#### ウ 「気分障害によって休職している人を対象としたリワーク（復職支援）プログラム」の拡充。

平成21年10月から開始した「復職サポートプログラム」を拡充いたします。具体的には、グループが開始されるまでの間に体調を整えるための取組として、プレリワークを本格的に開始します。また職場復帰がより身近にイメージできるように、これまでのショートケア対応からデイケア対応に変更いたします。

#### エ 自主事業「家族SSTセミナー」を実施

当事者の家族があまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SSTを通じて取り組んでまいります。平成21年度に引き続き、横浜市全区を対象に、年2クール実施いたします。

精神科デイケア延利用者数

19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
9,486人	9,379人	9,350人	9,500人

### (2) 精神障害者生活訓練

生活訓練は、精神障害者が地域で自立した日常生活を営むための様々な支援を行います。主に精神科病院入院者の地域生活への移行を目指した事業に重点を置き、精神障害者施策の大きな課題である地域生活への移行に重要な役割を果たします。

平成22年度は、障害者自立支援法に基づく新体系事業へ移行します。これは全国的に新体系への移行が進んでいない生活訓練施設にとって、先駆的な事業モデルとなります。

#### ア 長期入所（ロングステイ） 定員 宿泊型自立訓練20人、自立訓練（生活訓練）12人

精神障害者生活訓練施設は、その包括的な施設機能を夜間早朝の支援と日中活動の2つに分け、「宿泊型自立訓練」と「自立訓練（生活訓練）」の2つの事業に移行します。自立支援法による新体系事業の枠組みの中で、利用者は「宿泊型自立訓練」を軸として、必要に応じて、「自立訓練（生活訓練）」を組み合わせて利用します。これにより、地域生活への移行に向けて、より一層効果的な支援が可能となります。

さらに、平成21年度の調査研究事業で得られた知見を活かし、医療、司法、地域社会それぞれからの期待が大きい医療観察法対象者の地域生活移行支援にも引き続き取り組みます。

##### (ア) 宿泊型自立訓練（定員20人）

「宿泊型自立訓練」では、利用者は個室に居住しそこで生活しながら、職員による生活全般にわたる支援を受け、服薬や金銭の管理、生活リズムの確立、衣食住全般にわたる日常の生活

技術を身につけていきます。利用期間は、国が標準とする2年間の二分の一から四分の一の期間にあたる原則6か月間（最長1年間）とし、これまで同様に短期間入所による生活訓練を行います。

#### (イ) 自立訓練（生活訓練）（定員12人）

「自立訓練（生活訓練）」では、日常生活技術の向上や地域生活移行に焦点を当てた集団プログラムや個別支援プログラムを提供します。利用者は個別支援計画に沿ってプログラムを利用します。プログラムは支援の進展に合わせて必要な見直しを行ってまいります。必要な方には、アパート探しを含めた退所後の居所設定の支援も行います。

さらに、「自立訓練（生活訓練）」の一環として、「生活訓練（訪問型）」を新たに実施します。訪問型の支援は、地域で最も不足している社会資源であり、これによりさらなる地域生活への定着率の向上と安定化を図ります。

#### イ 短期入所（ショートステイ） 定員6人

原則として1週間以内の利用を通して、休息や家族との分離、自立生活の体験等それぞれの利用目的に応じた支援を行います。（長期入所が漸体系に移行したことに伴い、料金制度を見直し、平成22年度から、短期入所でも光熱水費を徴収することになります。）

家族や支援者と共に体験的に宿泊する見学体験利用も行います。

本事業は、平成18年10月から自立支援法事業に移行しましたが、緊急避難的な入所対応などは、平成22年度も引き続き実施します。

#### ウ 横浜市地域生活推進事業

地域で生活している方だけでなく、精神科病院からの退院を目指している方にも対象を広げ、病院以外の生活を体験する目的で多くの方に利用していただきます。この事業は平成20年度から横浜市単独事業として事業化されたことで、退院を目指す方が負担なく、宿泊型自立訓練を体験利用できる仕組みが整うこととなりました。

#### エ 自立生活支援アシスタント派遣事業

原則として、家族等による日常的な支援が受けられない単身等の精神障害者を対象に、訪問による生活支援・コミュニケーション支援・緊急時対応を行い、地域生活の維持継続と自己実現に向けた支援を行います。

訪問型の支援は比較的新しい支援手法であるため、平成22年度は支援手法の学会発表や専門雑誌への事業紹介等に積極的に取り組むことで、他機関及び他地域への情報提供や訪問型支援の普及に取り組んでまいります。

#### オ 地域移行（退院促進）に関する普及啓発

○病院巡業・啓発活動とネットワークづくり

○出前PR…区役所、生活支援センター、医療機関等で、直接、精神障害者への制度活用、支援者への研修、総合保健医療センターの利用案内

○冊子の通信販売・「ひとり暮らしのコツ集めてみました。」による生活訓練の支援内容の紹介などの活動に引き続き取り組んでまいります。

#### カ 調査研究事業

平成20年度以降、生活訓練における精神障害者の地域生活移行に向けた様々な事業が、地域における先進的な取組として「厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト」に採択され、調査研究事業に取り組んでいます。平成21年度は新たなテーマとして医療観察法対象者の地域生活移行支援に関する全国調査及び手法の確立に取り組みました。

平成 22 年度も、生活訓練に求められる新たな役割と機能を提示し、新しい障害者福祉施策への政策提言を行うことを目的に、引き続き調査研究事業の実施に向けて取り組む予定です。

生活訓練延利用者数・延回数

	19 年度	20 年度	21 年度 見込み		22 年度 計画
長期入所	6,766 人	6,529 人	6,869 人	宿泊型自立訓練	5,110 人 (在籍 6,935 人)
				自立訓練 (生活訓練)	1,344 人
短期入所	1,836 人	1,456 人	1,643 人	短期入所	1,643 人
横浜市地域 生活推進事業	—	871 人	612 人	横浜市地域 生活推進事業	547 人

### (3) 精神障害者就労訓練

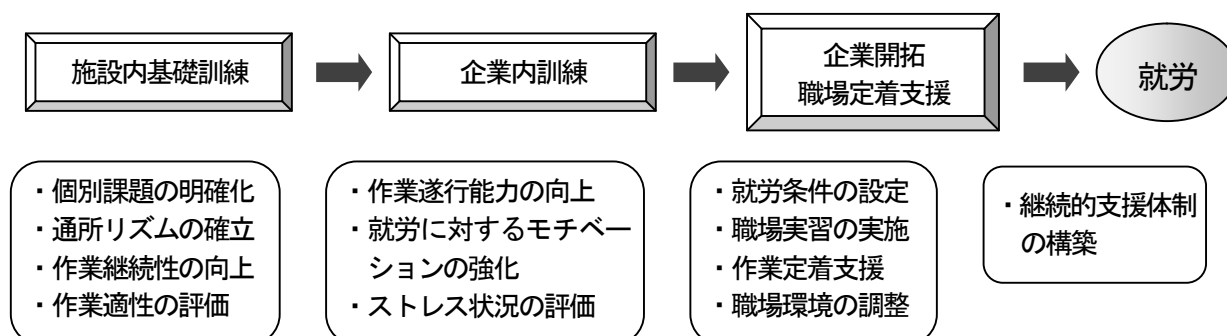
就労訓練係では、所内での作業訓練だけでなく、企業環境の下での訓練、支援を進めています。これは、施設の中に作られた環境だけでは、精神障害を持つ当事者の職業準備性向上に限界があるためです。また、作業に対する責任感や意欲の向上を図り、働くことに対する意欲を引き出すうえでも、企業の中で実際の業務を体験することが不可欠と考えるからです。現在、就労訓練係では、所内訓練と並行して企業内での訓練プログラムを展開しています。この訓練は、青果卸売会社の協力により、卸売市場で青果の袋詰め・梱包作業を行うものです。企業内訓練に参加している利用者の方からは、「働く“勘”を取り戻した」「充実感がある」との感想があり、就労に向けた動機付けの場にもなっていることがうかがわれます。平成 22 年度は、この企業内訓練をプログラムの柱としてさらに拡充してまいります。

一方、当事者の就労のみならず、職業生活の維持や質の向上を図るためには、作業適性だけでなく、働くことに対する希望を重視した支援が必要です。就労訓練係では、精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」をはじめ市内就労支援機関と密に連携しながら、当事者の希望に合わせた企業開拓に取り組んでまいります。

#### ア 就労移行支援事業（6 か月訓練コース、定員 24 名）

障害者自立支援法に基づく事業です。施設の中での基礎的な訓練と企業内での実際的な訓練により、就労とその継続に必要な能力の習得・向上を図ります。また、利用者個々の障害特性や職業適性、希望等に応じた企業を開拓するとともに職場定着の支援を行い、6 か月間での就労実現を目指します。新たに開発したアセスメント手法により、支援課題・支援計画を明確化し、利用者とそれらを共有しながらより短期間での就労に取り組んでまいります。

#### 〈訓練・支援の流れとねらい〉



#### イ 短期評価コース事業（定員 5 名）

1 か月の短期通所訓練を通して、就労を希望する精神障害者の就労準備性、職業上の課題、作業特性等について評価を行うことを目的とした財団独自の事業です。また、最近ではうつ等の感情障害により休職されている方の復職に向けた生活リズム・体調調整の場として利用されることも増えています。

精神障害者の障害特性、なかでも環境要因によって作業能力が変動することを考えると、的確な職業アセスメントを行うためには、一定期間の通所によりその状況を観察することが必要になります。横浜市内では通所による評価サービスを事業として行っている施設がほとんどないこともあって、年を追うごとに本事業の利用者は増加しています。また、精神障害者支援部門においては、精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」利用者に作業評価の場を提供するとともに、これに加えてデイケア系の事業とも連携し、本事業を通して精神障害者支援部門のサービス向上を図ってまいります。

#### 就労訓練事業延利用者数

19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
4,322人	4,402人	5,200人	5,500人

#### (4) 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、横浜市が設けている8か所の障害者就労支援センターのうち、唯一精神障害者を対象とした就労支援機関です。平成17年10月の開所以来、多数の当事者の方の利用があり、就労を希望する当事者の方の相談に応じるとともに、一人ひとりの障害特性や職業適性に応じた職場の開拓、職場実習やジョブコーチの派遣による職場適応支援等の就労支援を展開しています。開所以来、200人近くの方の就労を支援してまいりましたが、最近では、支援により就労した方からの職業生活継続に関する相談も増えています。こうした状況は、当事者の就労支援、職業生活継続支援に対するニーズが極めて高いことを表すものです。

平成22年度は、こうしたニーズに引き続き対応するとともに、当事者の希望を重視した支援の展開や他の就労支援機関、生活支援センターなど関係機関との連携による支援ネットワークの構築等に取り組んでまいります。

##### ア 相談及び調整

就労に関する相談に対応し、本人の能力や適性、希望を明確にした上で支援計画を策定いたします。

また、情報の提供・相談の総合窓口として、ニーズに合わせた施設・機関の紹介を行います。

##### イ 職業評価

利用者の適性や職業に就く上での障害特性を評価するため、協力企業や関係機関での短期の訓練を実施いたします。この訓練による評価により支援計画を策定いたします。

##### ウ 職場開拓・企業への雇用の働きかけ

ハローワークとの連携、求人誌などの活用により、利用者一人ひとりの適性、希望に応じた業務を持つ企業を開拓いたします。

##### エ 職場実習の実施

作業への定着、職場環境への定着により、雇用への円滑な移行を図るため職場実習を実施いたします。この実習では、職員をジョブコーチとして派遣し、作業同伴、定期訪問等により集中的な支援を行います。また、企業と当事者の橋渡しを行い、双方の不安や課題等を解決する

ための支援を行います。

#### オ 企業支援

企業に対し、精神障害者について理解を得るための啓発活動を行うとともに、障害者雇用にあたっての対応策等についての相談・支援を行います。

#### カ 関係機関等支援

精神障害者支援センターや家族会が開催する個別就労相談や就労講座等に、職員を講師として派遣するなど、関係機関等の支援を行います。

#### 就労支援センター（ぱーとなー）延利用者数

	19年度	20年度	21年度 見込	22年度 計画
相談・調整件数	6,635人	9,368人	8,100人	9,500人
実利用者数 (定着支援を含む)	427人	486人	500人	550人
支援終結者数 (自己就労、在職支援等を含む)	139人	162人	150人	150人
支援就労者数	47人	47人	35人	50人

#### (5) 精神科初期救急

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。

二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。

総合保健医療センターでは、平成22年度も引き続き地域の精神科医療機関の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始昼間の初期救急診療を実施いたします。

具体的には、本人又は御家族が、神奈川県精神保健福祉センターの精神科救急医療情報窓口にて電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、当センターに連絡があり、診療を行います。

- 参考) 初期救急 : 精神症状の悪化により外来診療が必要とされる場合  
二次救急 : 精神症状の悪化により入院診療が必要とされる場合  
三次救急 : 自傷他害の恐れがあり警察官などの通報により診察を実施する場合

	19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
開所日数	121日	122日	123日	122日
受入人数	53人	88人	100人	100人



#### (6) 港北区精神障害者生活支援センター

横浜市の中期計画（平成18年度～平成22年度）に示された、精神障害者生活支援センターの整備における、市内14番目の施設として、平成21年6月1日に横浜市総合保健医療センター4階にオープンいたしました。

当財団では既に横浜市で最初の施設となった神奈川区生活支援センター及び磯子区生活支援センターに続き、3館目の管理運営施設になります。初年度の利用者数も徐々に増加してきており、今後も横浜市総合保健医療センターの各機能と連携しながら、総合的な支援を展開してまいります。

- ・平成21年度利用者数見込（10か月） 16,000人
- ・平成22年度計画数 21,500人（一日平均約60人）

## 2 要介護高齢者支援事業

まもなく、団塊の世代も高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に突入します。高齢期を積極的に受け止め、多様なライフスタイルを楽しむ高齢者が多くなる反面、要介護高齢者も着実に増加し、その支援はますます重要となっています。

平成4年のセンター開設時、市内に3か所であった介護老人保健施設は、介護保険制度の創設により現在は70か所を越えるまでになり高齢者への支援は広がってきました。しかし、  
 ○施設の急速な施設整備と介護保険報酬の制約等から専門職員の定着化が進まないこと  
 ○入所者の医療費は原則として介護報酬に包括されることなどから、医療ニーズを伴う要介護者の利用が抑制されること  
 ○平均入所日数が延びる傾向にあり、結果として本来の在宅復帰機能を果たせなくなっていること（いわゆる老健の特養化）等の問題も生じています。

当センターでは、こうした課題に対し、介護老人保健施設「しらさぎ苑」と「診療所病床」を有機的に連携させることで、**介護度と医療依存度の高い利用者**も積極的に受け入れるとともに、ニーズの高い短期入所をより多く確保するなど、各部門が連携して取り組んでいます。

また、しらさぎ苑は、**全老健実地研修指定施設**の一つとして、専門実技習得コース「認知症」を行うなど、特色ある運営で要介護高齢者・家族にきめ細かく対応しています。

平成22年度も、「効率的運営」と「質の高いサービスの提供」で、利用者の高い満足が得られるよう事業を遂行してまいります。

### (1) 介護老人保健施設 「しらさぎ苑」

(一般棟50床 認知症専門棟30床 通所リハビリテーション定員20人)

介護保険制度に基づき、介護認定された要介護高齢者の方々に、「施設入所」・「短期入所」・「通所によるリハビリテーション」の介護サービスを提供するとともに、通所リハビリテーションでは、制度改正により利用対象となった**要支援高齢者の介護予防**にも取り組みます。

経営効率の面からは厳しいものの、公立施設の使命として、市民要望の強い、**短期入所希望者や医療的サポートの必要な利用者**の利便に引き続き寄与するとともに、老人保健施設の本来機能である、**在宅復帰率**の向上にも努めてまいります。

経営改革計画のもと、職員が一丸となって稼働率の向上と経費削減に取り組んだ結果、しらさぎ苑は、平成18年度初めて**事業別収支を黒字**とすることができました。この実績と利用者の要望を踏まえ、平成20年度から**通所リハビリテーションの土曜開所**を実施しました。平成22年度は通所リハビリテーションの内容充実にも取り組み、さらなる利用者ニーズに対応いたします。

延利用者数

	19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
一般棟 50床	17,944人	17,992人	18,000人	18,000人
認知症専門棟 30床	10,975人	10,700人	11,000人	11,000人
通所リハビリ 20人	4,442人	5,029人	5,500人	5,600人

## (2) 診療所病床

### (医療病床7床 介護療養病床12床)

有床診療所の19床については、現在、7床を医療病床として医療対応が必要な高齢者等に対応するとともに、12床を介護療養病床として要介護高齢者の受け入れを行い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ中重度者に対応しています。

また、市の「難病患者等居宅支援事業」として難病の方の一時入所も引き続き実施します。

診療所病床については、入院期間を原則48時間以内という規制が撤廃されましたが、安全管理や急変時についてより厳しい対応が求められています。なお、国の療養病床削減方針等、今後も国等の動向を注視しながら、センターにおける診療所病床の活用について横浜市と検討してまいります。

### 延利用者数

	19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
診療所病床	7,039人	7,020人	7,000人	7,000人

### 3 地域医療機関支援事業

大病院指向を改め、病院、診療所がそれぞれの機能を発揮し、相互に補完し合う「病・診連携」は、他都市に比べ著しく病院病床の少ない本市にあつては、医療資源の有効活用ということからもとりわけ重要であり、本市、関係団体においても、統一紹介状の作成等を通じ、診療所から病院への紹介率、病院から診療所への逆紹介率の向上に積極的に取り組んでいるところです。

この「病・診連携」が十分に効果を発揮するためには、かかりつけ医等の地域医療機関である診療所における適切な診断が必須であり、このためには最新の検査機器の整備が不可欠となります。

当センターでは、開設以来、地域医療機関が設置場所や投資費用等の関係から整備することが難しい高度・高額医療機器を整備し、依頼に応じ検査・診断等を行うことで地域医療機関の診療を支援しています。医療機器の性能は日進月歩であることから、適時の更新を行うとともに、小型化やコストダウンにより地域医療機関に普及した機器については廃止するなど、これら共同利用機器の稼働率向上に努めています。

また、当センターが「精神障害者支援事業」「要介護高齢者支援事業」で培ったノウハウと専門スタッフを活用して、地域医療機関では事業展開しにくい認知症診断外来や高齢者生活習慣病外来にも取り組み、これらの患者さんのフォローを地域医療機関につなげることにより連携、支援を行っています。

平成22年度もこれらの事業を着実に推進するとともに、共同利用件数、外来患者数の増加と効率的運営に努めてまいります。

#### (1) 高額医療検査機器の共同利用

地域医療機関ではスペースや採算性により設置困難なMRI（磁気共鳴イメージング装置）やCT（コンピュータ断層撮影装置）等の画像診断機器、トレッドミル、心臓超音波装置、内視鏡装置等を整備し、地域医療機関の依頼に応じて、検査、診断を実施いたします。

当センターにおける当該事業については、横浜市医師会報に事業案内を掲載するとともに、各種広報活動を行ってまいりましたが、平成22年度はホームページの活用など、近隣医療機関や新規開業医療機関に対する利便性の向上に努め、地域医療機関への支援及び共同利用件数の増加に取り組めます。

延利用者数（所内利用を含む）

	19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
MRI検査	3,162人	2,897人	2,600人	2,800人
CT検査	1,371人	1,353人	1,200人	1,400人

#### (2) 認知症診断外来・認知症外来

従来の「痴呆」からの呼称変更を契機に、認知症への関心とこれを疾病の一つとして受け止め、早期診断、早期治療を受けようとする気運が高まりました。

当センターではこれに対応するため、業務の効率化をはかりより多くの市民の診断に努めております。センターの認知症診断は、共同利用のMRI装置を活用し、原則として二度の来院で迅速に診断を行うことが特長です。認知症と診断された方には、治療が可能な地域医療機関を紹介いたしますが、専門医師が少ないこともあり、希望される患者さんについては、当センター外来でフォローしています。

認知症診断・認知症外来件数

	19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
認知症診断	755件	740件	770件	870件
認知症外来	1,682件	1,718件	2,200件	2,250件

(3) 生活習慣病等外来

横浜市では、健康寿命の延伸をテーマに「健康横浜21」運動を展開し、死因の6割を占める、がん・脳卒中・心臓病の三大生活習慣病対策等に取り組んでいます。

また、最近では、内臓脂肪型肥満に加えて血糖値、血圧、血清脂質のうち2つ以上が危険域にあるメタボリックシンドロームも、動脈硬化を年齢相応より早く進行させるものとして問題となっています。喫煙に伴う「肺の生活習慣病」である慢性呼吸器病疾患（COPD）ともあわせ21世紀の生活習慣病の概念は非常に広義になっています。当センターにおいても高齢者を側面から支援するため、啓発活動とともに原因治療に重点をおいた生活習慣病外来を充実してまいります。

また、一般医療機関が取り組みにくい、障害者に対する生活習慣病の外来診療に取り組んでまいります。

延利用者数

	19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
生活習慣病等 外来	3,529人	3,669人	3,900人	4,000人

## 4 総合相談事業

精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援について、保健師や社会福祉職等の専門職を配し、利用者や家族、地域などに対し総合的な相談支援を行ってまいります。複合施設としての利点を生かし、各施設が有機的に連携を図ることにより、要援護者の地域での生活を専門的、総合的に支援してまいります。

### (1) 相談・情報提供

精神障害者や高齢者等の方々の、福祉、保健、医療等に関する様々な相談に対応します。適切な情報提供と相談を行うことで、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援いたします。

### (2) 受入会議

高齢者の長期入所受入に当たり、利用者ニーズや適切なサービス提供等について、医師、看護師、ケアワーカー、ケアマネジャー、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、支援相談員等（以下「専門職等」という。）による受入会議で検討いたします。

### (3) 支援会議

精神障害者支援施設の支援会議は、従来ソーシャルワーカーや支援相談員、地域関係機関職員のみで行われていましたが、ご本人及びご家族にも参加していただくことで、より充実した会議を毎週2回開催いたします。

### (4) ケアカンファレンス（ケアプラン会議）

高齢者に対し提供するケアプランの作成、修正、再評価、退所評価を行うため、専門職等によるケアカンファレンスを毎週1回開催いたします。

### (5) 二次相談支援機関

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、相談支援システムの機能強化が重点施策として掲げられています。

精神障害者の二次相談支援機関としては、当センターと横浜市こころの健康相談センターの2か所だけです。特に当センターは、精神障害者のリハビリテーションに関する様々な施設を有することで障害者やその家族、一次相談支援機関からの相談に対する支援を行い、二次相談支援機関としての役割を果たしてまいります。また、各区の地域自立支援協議会及びブロック会議へ参加することで、今後も地域支援の充実を図ってまいります。

さらに、平成22年度は、横浜市リハビリテーションセンター、横浜市更生相談所、横浜市こころの健康相談センターとの連携を深めることで、市民ニーズに即した相談支援体制の拡充を図ってまいります。

## 5 財団自主事業

指定管理者は、総合保健医療センターの運営に関して、条例の規定に基づき、自主的な企画・運営による自主事業を行うことができます。

平成22年度も、センターの理念と運営の基本方針に合致し、当財団の「寄附行為」や「基本理念」に沿った公益的的使命に基づいた事業を展開いたします。

### (1) 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」

精神障害者の在宅医療支援、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度高齢者に対する在宅支援により、センター機能の一層の充実を図ることを目指して、平成19年1月から訪問看護をスタートし、利用者数も年々増加しています。

一般の訪問看護においても統合失調症等の利用者が一定数含まれることは統計的に知られていましたが、精神障害者に対する訪問看護を開始してみて、重層的な支援機能をもつ当センターであるからこそ、より質の高い支援ができることを実感しています。利用者一人に要する時間が長くなり診療報酬、介護報酬では費用をカバーしきれないなどの課題はありますが、公益性と効率性の均衡もとりながら、センターの理念に沿った特徴ある運営に努めてまいります。

延利用者数

19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
2,741人	3,264人	3,600人	3,600人

### (2) 精神障害リハビリテーション講座

精神障害者支援に携わっている職員等を対象に、外部講師を招聘するなどして「精神障害のリハビリテーション」に関する講座を開催いたします。

### (3) 家族SST（有料）

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SST（Social Skills Training）を通じて取り組んでまいります。横浜市全区を対象に、年2クール実施してまいります。

### (4) 認知症支援講座等

#### ア 認知症を理解するための家族教室（有料）

認知症の方を介護する家族が、認知症に対する理解と知識を深めることにより、介護の負担が軽減できるよう支援をいたします。対象は当センターを利用する認知症患者のご家族で、一回2時間程度の講義・懇談を4回シリーズで年2クール実施いたします。

#### イ 認知症介護者カウンセリング（有料）

認知症の方を介護する家族の介護上の悩みや不安について個別に相談し、心理的援助により、介護負担の軽減を図るための支援をいたします。

当センター診療所の認知症診断外来受診者の家族及び介護教室受講者を対象に臨床心理士によるカウンセリングを行います。

#### ウ 認知症専門医の派遣（有料）

各区役所から認知症の理解と知識を深めるための講演会等の依頼に対し、当センターの認知症

専門医を派遣することにより、当センターの事業PRをするとともに、センターの専門性を市民に提供いたします。

#### (5) 高齢者支援シニアフィットネス事業

##### ア 運動指導事業（有料）

高齢者や生活習慣病などの有疾患者に対し、診療所機能と密接な連携を図りながら、医療及び運動生理学の両面から運動処方を作成を行うとともに、身体機能の向上や寝たきり防止のための運動プログラムの提供及び実技指導を行います。さらに、地域の包括支援センターと連携を図り、高齢者の自立や介護予防サービスなど横浜市の高齢者支援事業のフォローアップを運動面から支援いたします。

##### イ 運動指導員派遣事業（有料）

区役所や地域ケアプラザにおける、介護予防・自立支援事業による転倒骨折予防教室、健康づくりや疾病の予防改善を目的とした事業に対し、運動指導員を派遣し実技指導を行うとともに、派遣先において当センターの事業を紹介し地域に情報の提供を行います。

#### (6) 健康づくり講座（有料）

健康づくりや疾病の改善に関する情報が氾濫している中、医師をはじめとする医療従事者等専門知識を備えた講師による健康講座を開催し、正確な情報を市民に提供いたします。また、当センターの事業を紹介し必要に応じ個別相談を行います。

#### (7) 内臓脂肪CT検査（有料）【新規】

平成20年度から40歳以上75歳未満の方で横浜市国保の被保険者や社会保険被保険者の被扶養者などを対象に特定健康診査が開始されております。この健診は内臓脂肪症候群の該当者や生活習慣病の予備軍に該当した方に対し、特定保健指導を行うことにより予防可能な生活習慣病の発病を減らし、医療保険財源の安定的確保を目的として実施されています。

当センターにおいても毎月10件程度の特定健診の受診者がおり、受診者からは内臓脂肪測定などの希望があります。そこで、このニーズに応えるため、X線CT装置を活用した内臓脂肪CT検査を実施し、市民の健康への認識と自覚の高揚を図ってまいります。

#### (8) 研修事業

##### ア ケアマネジャー研修

介護支援に関する当センターの専門性を活かし、市内の居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に研修を行うとともに、ケアマネジャーとの連携強化、センター事業のPRを図ります。

##### イ 動物介在療法（アニマル・セラピー）研修事業

地元の専門学校と連携し、医療・福祉分野での動物介在療法の研修及び資格取得のための評価を行い、併せて老健施設の利用者へのサービス向上と、満足度向上等を図ってまいります。

##### ウ 実習生、研修生の受け入れ

複合施設である総合保健医療センターが持つ機能や実績を活用し、大学医学部、看護大学、看護専門学校、社会福祉系大学、医療技術大学、施設職員等の学生を対象に、専門職種の人材育成を目的として、各部門において実習生、研修生の受け入れを実施いたします。

##### エ 臨床研修医の受け入れ

質の高い医療を継続するには、研修医の質の高い教育が必須です。当センターでは「地域医療」の研修機関として、継続して臨床研修医を受け入れており、平成17年度、18年度、21年度に横浜市大病院から優秀指導医を受賞しました。今後も教育プログラムの工夫を行い、受け入れを実施いたします。

##### オ 全国介護老人保健施設協会実地研修

当センターの「しらさぎ苑」は全老健が一定の条件を満たした、実地研修施設の一つとして位



置づけられています。平成21年度は専門実技習得コース「認知症」の研修を実施し、6名の研修生を受け入れました。平成22年度も引き続き他施設職員のケアサービスの質の向上に寄与してまいります。

## 6 総合保健医療センターの維持管理等

### (1) 総合保健医療センターの維持管理

「指定管理者の業務の基準に従い」

- 1 施設・設備機器保守管理業務
  - 2 清掃業務
  - 3 什器備品等の管理業務
  - 4 保守警備業務
  - 5 環境衛生管理業務
  - 6 廃棄物処理運搬業務
  - 7 情報管理システム保守管理業務
- を行います。

### (2) その他の業務

「指定管理者の業務の基準に従い」

- 1 事業計画書の作成
  - 2 事業報告書の作成
  - 3 自己評価の実施
  - 4 苦情解決機関の運営
  - 5 安全管理に関する取組
  - 6 個人情報の適切な管理
  - 7 情報公開
  - 8 横浜市が実施する事業への協力
- を行います。

## 精神障害者生活支援センター管理運営事業

生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域交流活動の促進等を行うため設置され、精神障害者一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしい生活を送れるように様々な支援を行っています。

横浜市では行政区ごとに一館の整備を進めていますが、総合保健医療財団では、平成21年6月に総合保健医療センター内に開設した港北区と神奈川区、磯子区の3つの生活支援センターの管理運営を行っています。

なお、横浜市の生活支援センターは、障害者自立支援法の施行に伴い、一次相談支援事業所として位置づけられています。

### 1 主な事業内容

- ア 日常生活の支援……生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助
- イ 相談等……電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係等日常的問題、悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
- ウ 生活情報の提供……住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- エ 地域交流の促進……レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- オ その他……地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

### 2 各施設の事業

#### (1) 神奈川区生活支援センター

##### ア 退院促進支援事業

平成18年度のモデル事業の受託に引き続き、平成19年度から本格実施を行っています。

##### イ 地域支援事業

生活支援センターの利用につなげていない地域の精神障害者等を対象とした相談、居場所づくり及び精神保健に関する啓発活動を目的として、菅田地域ケアプラザにおいて「ふらっとホット菅田」の名称で週1回実施いたします。

#### (2) 磯子区生活支援センター

平成20年11月から、磯子区役所の「うつ状態の人の家族支援及び地域支援」事業を受託し、うつ状態の人が安心して地域生活を送ることができるよう、気軽に相談できる体制づくりを行いました。また、家族を対象とした、不安や負担を軽減するための相談や家族教室を開催しています。さらに、講演会等を開催し、地域住民への理解を促しています。

#### (3) 港北区生活支援センター

31ページ前出

### 延利用者数

	19年度	20年度	21年度 見込み	22年度 計画
神奈川区	31,667人	32,173人	30,000人	27,000人
磯子区	22,531人	24,691人	25,000人	22,500人
港北区(参考・再掲)	——	——	16,000人	21,500人